

# 4 高規格幹線道路

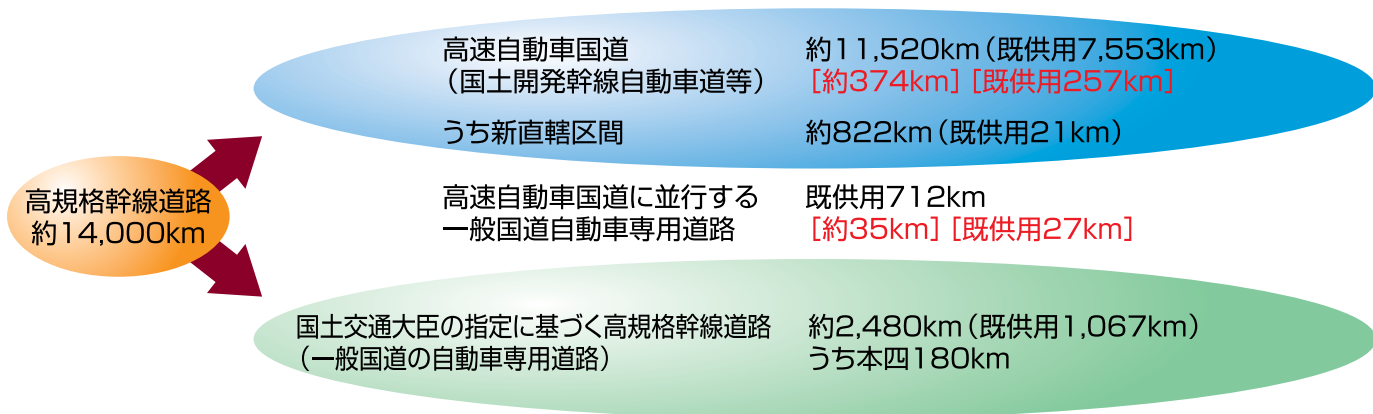
## 高規格幹線道路とは

昭和62年、道路審議会の答申にもとづいて決定された高規格幹線道路網として、全国的な自動車交通網を構成することで高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢、中核都市、地域の発展の核となる地方都市およびその周辺地域等から、おおむね1時間程度で利用が可能になるよう、およそ14,000kmで形成される自動車専用道路のことです。

高規格幹線道路は、広域的な交流を促進し、地域間連結を図るための広域的な幹線道路のマスタープランである、広域道路整備基本計画に位置づけられています。(P38参照)

## 高規格幹線道路の整備体系

平成20年4月現在



(注) 赤字の〔 〕書きは、山口県内における延長

## 高速道路ができるまで



機構法: 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法  
 会社法: 高速道路株式会社法  
 特措法: 道路整備特別措置法



山陽自動車道宇部下関線 宇部IC

- 国土開発幹線自動車道建設会議
- 1) 建設線の区間
  - 2) 建設線の主たる経過地
  - 3) 標準車線数
  - 4) 設計速度
  - 5) 道路等との連結地
  - 6) 建設主体

- 国土開発幹線自動車道建設会議
- 1) 経過する市町村
  - 2) 車線数
  - 3) 設計速度
  - 4) 連結位置及び連結予定施設
  - 5) 工事に要する費用の概算額
  - 6) その他必要な事項

# 山口県の高規格幹線道路



※機能代替区間：高速自動車国道に並行する自動車専用道路

路線名	区間	延長 (km)	予定路線	基本計画	整備計画	施行命令	供用開始		
1 中国縦貫自動車道	県境～鹿野IC	23.7	S39.6.16 (国縦道法による)	S42.11.22 (第17回)	S46.6.1 (第21回)	S46. 6. 1	S58. 3.24		
	鹿野IC～山口IC	36.8				S55.10.17			
	山口IC～小郡IC	12.7		S40.11.1 (第14回)	S42.11.9 (第17回)	S43. 4. 1	S50. 4. 1		
	小郡IC～美祢IC	18.1				S49. 7.31			
	美祢IC～小月IC	26.4			S41.7.25 (第16回)	S41. 7.25	S48.11.14		
	小月IC～下関IC	15.5							
	計	133.2							
2 山陽自動車道	県境～岩国IC	7.0	S41.7.1 (国幹道法による)	S46.6.8 (第21回)	S53.11.21 (第25回)	S53.11.21	S63. 3.29		
	岩国IC～玖珂IC	14.1					H 4. 6.25		
	玖珂IC～熊毛IC	12.2							
	熊毛IC～徳山東IC	11.8					S48.10.19 (第23回)	S48.10.19	H 2.12.20
	徳山東IC～徳山西IC	18.0							H 2. 3.30
	徳山西IC～防府東IC	12.6					S47.6.20 (第22回)	S47. 6.20	S61. 3.27
	防府東IC～山口JCT	18.0							S62.12. 4
	山口JCT～宇部JCT	約27					S62.9.1 (国幹道法による)	未定	未定
宇部JCT～下関JCT	28.1		H1.2.27 (第28回)	H3.12.3 (第29回)	H 5.11.19	H13.3.11			
	計	121.8							
3 関門自動車道	下関IC～県境 (下関IC～門司IC)	2.3 (9.4)	S43.3.11 (高速国道法による)	-	S43.3.19 (第18回)	S43. 4. 1	S48.11.14		
	計	2.3							
4 山陰自動車道	県境～長門市三隅	約55	S62.9.1 (国幹道法による)	未定	未定	未定	未定		
	長門市三隅～美祢市	約35		H9.2.5 (第30回)	未定	未定	未定		
	計	約90							

(注) 1.計は、供用済み延長を表す。(山陰自動車道を除く)

2.( )内は、国幹審の開催回数

3.国縦道法…国土開発縦貫自動車道建設法 (S32.4.16法律第68号)

4.国幹道法…国土開発幹線自動車道建設法 (S41.7.1法律第107号)